

令和7年度 柳川高等学校 人権・同和教育基本方針

1. 学校・教育方針

本校建学の精神「より良き日本国民の育成」を基本原理とし、平和を愛し、自己行動に責任を持つ誠意と道義心の高い人格を育成する。学業に励み、規律と礼儀を重んじ、健康で実践力に富む人格を育成する。スポーツを通じ、高いスポーツマンシップを体得させ、知徳体一如の人格を育成するとしている。これに基づき本校の教育方針として、次の項目を高校生活の目標として、夢実現に向け努力する。

①基本的生活習慣の確立 ②ルールを守ることができる ③挨拶・言葉遣い・礼儀を身に付ける
④向上心を持って努力する ⑤思いやりの心を持つ 以上の言動ができる生徒育成を目指していく。
上記の教育方針の達成のため、教職員は生徒の模範として言動を示さなければならず、職員による体罰が許されないことは言うまでもなく、学校から一切の暴力やいじめを排除するため全職員で努力していく。差別事象の根絶については生徒の心に触れる人権教育を深めることがなにより大切であるため、相手の立場を理解した言動をとれる「思いやりの心を持つ生徒」を育成することを目指していく。

2. 人権・同和教育基本方針

- (1)基本的人権尊重の精神をあらゆる教育活動の基本に据える。自らを含めた全ての生命の大切さを周知徹底する。
- (2)生徒の日常的な生活指導、教科指導を充実させ、学力の向上を図り、将来の職業に対する意識を高め、進路実現を補助していく。
- (3)差別に対する科学的認識を深め、いじめ、誹謗中傷など、あらゆる差別を根絶していく意思と実践力・行動力を持った生徒の育成を目指す。

3. 基本的事項

(1)基本的人権の尊重について

- ① 特設授業の時間だけを人権・同和教育と考えず「人権尊重」を全ての教育活動の根底に据え、全教科・全領域で実践する。
- ② 生徒一人一人の可能性を見出し、個性（能力）の伸長のために必要な働きかけを行っていく。

(2)進路実現・学力向上について

- ① 学力及び進路実現の観点から「できる・解けるを実感できる授業、読み解く・想像する授業の創造」に努める。
- ② 三者面談、普段の教室での対応などで、進路の意識を向上させる取り組みを実践していく。
- ③ 問題行動生徒や長期欠席生徒の学力及び進路保障について、十分考慮する。

(3)差別に対する科学的認識（いじめ、誹謗中傷の防止）

- ① 校内外の研修を通じて、職員間の共通理解を深めるとともに、教員としての資質を高める。
- ② 職員がいじめの加害者にならないように、普段のクラス・教科指導において、自己の言動に十分注意する。
- ③ 体罰について、全面的に許されるものではないことを強く認識し、生徒指導にあたる。
- ④ 間接的なハラスメントにも注意する。
- ⑤ 海外にルーツを持つ生徒、DV(家庭内暴力)を受けたことがある生徒、そのほか人権問題を持つ生徒が教室に在籍していることを前提に、教職員の発言には十分注意する。
- ⑥ 定期的に行ういじめアンケートだけでなく、日常の生徒の言動からいじめの早期発見に努める。

(4)人権・同和教育の実施

- ① 人権・同和教育の特設授業を、入学当初(新入生)、各学年で実施する。
- ② 全校生徒・全教職員を対象に、外部講師を招聘し人権・同和教育講演会を実施する。

- ③ 地歴・公民など多様な教科・領域での指導、ホームルーム活動、総合的な探究などを活用し、生徒の人権・同和教育意識の育成を目指す。
- ④ 就職・進学時に人権・同和関係で不利益を被らないよう、言わない・書かない指導を実施する。
- ⑤ 障がい者・高齢者などに社会的弱者に対する理解を育むため、福祉入門講座を実施する。
- ⑥ いじめ・誹謗中傷の発生を早期発見するため、いじめアンケートを複数回実施する。
- ⑦ 人権・同和分野に関わる問題事象は発生した場合には、臨時に特設授業を実施する場合がある。
- ⑧ インターネット利用によるいじめ発生を未然に防止するため、外部講師を招聘し利用についてのエチケット指導を実施する。
- ⑨ 悩みを抱えた生徒に対して、担任・養護教諭などのほかに定期的にスクールカウンセラーと相談を受ける機会を設ける。

(5)教職員の取り組み

- ① 年度始めの職員研修、入門部会・実践部会への参加、特設授業についての事前打ち合わせなどを通して、職員全体での人権に関する意識の向上を図る。
- ② 人権教育の考え方や方法論についての研修会を行う。
- ③ 進路保障は、生徒の未来を切り開くための必要不可欠な手段である。教職員は人生の相談者として、進路面、学習面、生活面で、生徒へのよきアドバイス、カウンセリングについて研修を行う必要がある。
- ④ 全教職員を対象に、事例研究や研修発表を行う研修報告会の実施。
- ⑤ 生徒の置かれた状況を総合的に判断するため、
- ⑥ 保護者との連携・情報交換のため、学期毎に三者面談を実施。
- ⑦ 生徒により良き指導ができるよう、地域社会との連携、保護者や地域住民、関係機関と協力し、人権意識を高めるための取り組みを進める。